

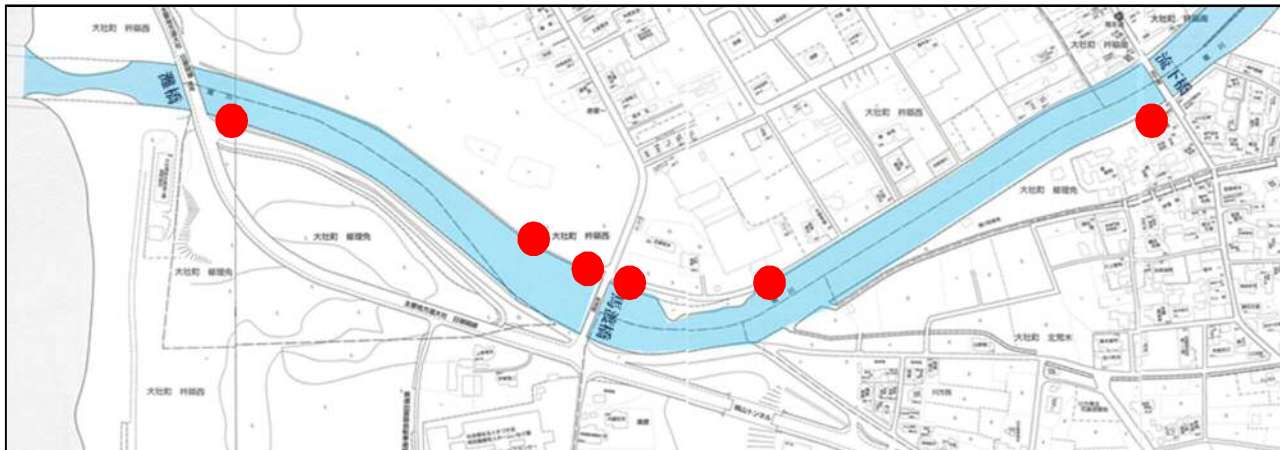
## ☆堀川 不法係留施設について簡易代執行により撤去しました

令和2年4月20日～24日実施

二級河川堀川には船舶に係留されておらず、不法に設置され放置された係留施設があります。このように河川区域に無許可で工作物を設置したり船舶に係留したりすることは、河川法違反であることはもとより、出水時に流出する恐れがあり防災安全上危険である上、放置による老朽化が進行し、子供等第三者が誤って立ち入った場合、転落の危険性もあります。

出雲県土整備事務所においては、このような危険な放置係留施設（合計6施設）について令和元年度より所有者調査を行い、所有者不明の施設について、簡易代執行により撤去を行いました。

### 【撤去施設位置図】



### 【撤去施設・撤去状況写真】







・撤去後、新たに船舶の係留、施設の設置を行われないよう現地へ看板を掲示しました。

## 禁止

- ・ 船舶の不法係留
- ・ 杭、ハシゴ等の設置

※河川区域に無許可で工作物等を設置したり、船舶を係留したりすることは、河川法違反であり、河川法施行令第59条による罰則規定があります。(三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金)  
 ※この場所へ新たに不法係留、施設の設置等の行為を行った場合、上記の罰則規定を適用する可能性があります。

鳥根県出雲県土整備事務所  
維持管理課 管理第一課・二課  
TEL 0853-30-5632・5634

【撤去後現地掲示状況】

